

附 則

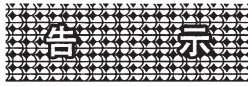
(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第2項において準用する同法第11条第1項又は第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒及び警戒じょう(この規則による改正後の警備業法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、改正後の規則第2条第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、これらを携帯することができる。

生活安全企画課



長野県告示第366号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	診断に当てる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
安 西 理	視覚	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 御代田中央記念病院
羽 鳥 公 将	視覚	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
水 谷 順 一	肢体	小県郡長和町古町2857 国保依田窪病院
坂 口 正 高	ぼうこう又は直腸小腸	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院
野 澤 洋 平	肢体	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院
堀 田 正 二	心臓腎臓	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
柳 澤 智 彦	ぼうこう又は直腸小腸	飯田市八幡町438 飯田市立病院
川 口 正 徳	心臓腎臓	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
田 中 裕 一 郎	肢体心臓腎臓呼吸器	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院
大 石 人 司	肢体呼吸器ぼうこう又は直腸小腸	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院

若 松 まなみ	肢体呼吸器	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院
佐々木 真 一	肢体	茅野市玉川4300 組合立諏訪中央病院
松 木 寛 之	肢体	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
高 木 寛 司	肢体	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
藤 江 秀 樹	肢体	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
野 田 和 雅	ぼうこう又は直腸	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
石 塚 雅 美	肢体	佐久市中込3-15-6 特別医療法人恵仁会くろさわ病院
金 井 信 一 郎	免疫	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
村 木 崇	肢体呼吸器	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
東 海 康 太 郎	心臓腎臓	千曲市大字杭瀬下58 医療法人財団大西会千曲中央病院
高 野 環	心臓腎臓呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
上 條 哲 義	肢体	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院

障害福祉課

長野県告示第367号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

氏 名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
下 形 光 彦	小県郡長和町古町2857 国保依田窪病院	上田市芳田1904-1 下形整形外科クリニック
野 村 洋	大町市大町3130 市立大町総合病院	大町市大町3502-2 野村クリニック
大 井 悦 弥	佐久市白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	埴科郡坂城町網掛1545-1 村上堂 大井クリニック
中 村 一 也	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院	飯田市上郷黒田218-2 瀬口脳神経外科病院
山 崎 善 隆	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
森 廣 雅 人	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1 軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院

浅村 賢二	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	上田市緑ヶ丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 長野病院
平山 周一	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	須坂市大字須坂1332 長野県立須坂病院
浅野 昌宏	北安曇郡池田町大字池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	上田市鹿教湯温泉1777 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 三才山病院
田澤 浩一	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
望月 太郎	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
瀧澤 壮臣	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
鈴木 章彦	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	安曇野市三郷温2988-1 たかはしクリニック
福島 和広	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
荻原 利浩	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
北原 博人	松本市巾上9-26 松本協立病院	飯田市八幡町438 飯田市立病院
三澤 一道	中野市吉田766-1 三沢クリニック	中野市吉田781-7 医療法人三沢クリニック
岡田 良晴	上田市中央6-10-10 岡田外科医院	上田市中央6-10-10 クリニック岡田
下島 吉雄	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院	飯田市八幡町438 飯田市立病院
百瀬 芳隆	安曇野市豊科3100 県立こども病院	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院

障害福祉課

長野県告示第368号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成21年6月25日

長野県知事 村井 仁

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
一由 武男	千曲市上山田3-34-3 長野赤十字病院付属 上山田診療所	平成21年 4月1日	長野市内医療機関転勤

廣岡 勇之進	木曾郡木曾町福島6613-4 県立木曾病院	平成17年 4月1日	長野市内医療機関転勤
--------	--------------------------	---------------	------------

障害福祉課

長野県告示第369号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成21年6月25日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成24年6月25日

医療政策課

長野県告示第370号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱(昭和56年長野県告示第483号)の一部を次のように改正します。

平成21年6月25日

長野県知事 村井 仁

第5第2項中「第7第2項第3号」を「第7第2項第2号」に改める。

第7第1項中「に定める者」を「の規定の適用を受ける場合」に改め、同第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者に係る医療費の給付額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次に掲げる者 前項本文により算定した額
 - ア フィブリノゲン製剤(B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスが不活化されたものを除く。)の投与歴が医師等により証明された者
 - イ 加熱処理されていない血液凝固第VIII因子製剤又は血液凝固第IX因子製剤の投与歴が医師等により証明された者

- (2) 前号に該当する者以外の者であって、インターフェロン治療その他の抗ウイルス療法を受けているもの 前項本文により算定した額から、第3第3号に掲げる各法律の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額を控除した額

第8第3項中「第7第2項第3号」を「第7第2項第2号」に、「外来等医療費」を「医療費」に改め、「同一の医療機関等(医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合、当該処方せんによる調剤を行った薬局については、当該医療機関と同一の医療機関とみなす。)ごとに」を削り、「別表2」を「別表第2」に改める。

第10第2項中「第7第2項第3号」を「第7第2項第2号」に改める。

別表第1中「患者一部負担月額限度額表」を「患者一部負担月額限度額表その1」に改める。

別表第1中「患者一部負担月額限度額表」を「患者一部負担月額限度額表その1」に改める。

別表第1中「患者一部負担月額限度額表」を「患者一部負担月額限度額表その1」に改める。

別表第1中「患者一部負担月額限度額表」を「患者一部負担月額限度額表その1」に改める。

別表第1中「患者一部負担月額限度額表」を「患者一部負担月額限度額表その1」に改める。

道路管理課

「患者一部負担月額限度額表別表第2中（抗ウイルス療法を受けている者の外来等医療費に限る。）」

「患者一部負担月額限度額表その2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のウイルス肝炎医療費給付実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療給付から適用し、同日前の医療給付については、なお従前の例による。

健康づくり支援課

長野県告示第371号

駒ヶ根市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年 6 月25日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

公共測量（街区多角点移設 1点 点名10A45）

2 作業期間

平成21年 6 月15日から平成21年 7 月15日まで

3 作業地域

駒ヶ根市経塚18番先

建設政策課

長野県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年 7 月 9 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年 6 月25日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 143号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字岡田町180番の59地先から松本市大字岡田町字向山602番の8地先まで	旧	5.7~10.0 m	0.2211 km
同 上	新	13.0~19.3	0.2211

長野県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年 7 月 9 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年 6 月25日

長野県知事 村 井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井2874番地先から松本市大字今井2866番の2B地先まで	旧	3.9~7.0 m	0.2420 km
同 上	新	7.0	0.2420

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井2842番の2B地先から松本市大字今井2820番の3A地先まで	旧	3.9~4.5 m	0.0410 km
同 上	新	4.5~7.0	0.0410

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井2823番の3B地先から松本市大字今井2809番の5B地先まで	旧	4.4~5.5 m	0.0420 km
同 上	新	4.4~7.0	0.0420

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井2779番の1B地先から松本市大字今井2783番の3地先まで	旧	4.9~6.5 m	0.0660 km
同 上	新	5.3~7.0	0.0660

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井2319番の1B地先から 松本市大字今井2319番の2B地先まで	旧	4.5~4.7 m	0.0350 km
同 上	新	4.5~7.0	0.0350

道路管理課

長野県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 岡谷茅野線

- 2 供用を開始する区間

諏訪市大字中洲字長沢裏1491番の3地先から

諏訪市大字中洲字長沢1453番の8地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成21年6月25日

道路管理課

長野県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 上今井洗馬停車場線

- 2 供用を開始する区間

塩尻市大字洗馬字岩垂5460番の1地先から

塩尻市大字洗馬字芦ノ田3082番の1地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成21年6月25日

道路管理課

長野県告示第376号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成21年6月18日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
有限会社 菊池金物店	南佐久郡南相木村2277	南佐久郡南相木村2277

会 計 課

長野県告示第377号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成21年6月25日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所	変 更 年 月 日
新	有限会社 いれぶん	長野市川中島町今里300番地の10	長野市川中島町今里300番地10 古森沢団地東遊園地前 べんりストア・イレブン	平成21年 6月15日
旧			長野市稲里町下水鉦1245番地1	

会 計 課